

中学生の部



最優秀賞

下京中学校2年
宮本 絵未さん

優秀賞

下京中学校3年
松村 舞さん下京中学校3年
一井 志帆さん

小・中学生 人権啓発ポスター展 優秀作品紹介

12月1日から13日にかけて京都駅前地下街ポルタで開催された、小・中学生人権啓発ポスター展に、小学生から64作品、中学生から22作品の応募がありました。厳正な審査の結果選ばれた優秀作品をご紹介します。

入賞者の皆さん

小学生の部



最優秀賞

七条小学校5年
井上 恵海さん

優秀賞

六条院小学校1年
和泉 萌さん西大路小学校6年
荻野 紗理菜さん

確定申告をする前に 子ども医療費をチェック！

子ども医療では、3歳以上小学校就学前の方の外来の医療費で、自己負担額が1か月で3,000円(複数の医療機関などで受診した場合は合算)を超えた場合、その超えた額を払い戻します(昨年8月末までの「乳幼児医療」の分は、自己負担額が1か月で8,000円を超えた場合、その超えた額)。また、0歳から小学6年生までの入院と3歳未満の方の外来については、「子ども医療費受給者証」を健康保険証と一緒に医療機関などの窓口に提示していただくと、1か月1医療機関につき200円の一部負担金で医療を受けることができます。

払戻しの手続きには、必ず領収書の原本が必要ですので、確定申告の医療費控除の手続きをする前に医療費の払戻し手続をしてください。

払戻しの手続に必要なもの

- ▶ 領収書の原本(患者名、保険診療点数、受診日、医療機関名が明記されたもの)
- ▶ お子さんの名前の記載された健康保険証(原本) ▶ 子ども医療費受給者証(交付を受けている方のみ) ▶ 預金通帳など振込口座番号のわかるもの(ゆうちょ銀行は取扱いできません) その他、印鑑や保険者からの医療費支給証明書が必要な場合があります。

「子ども医療費受給者証」の交付申請に必要なもの

- ▶ お子さんの名前が記載された健康保険証(原本)

(問) 福祉介護課福祉医療担当(☎371 7216)

確定申告の説明会や申告相談会場を設けます。ぜひご利用ください。

申告相談会場では、申告書の受付を行います。

(問) 市民税課市民税担当(☎351-9161)

(問) 下京税務署

(問) 申告説明会を行いま

す。

申告書の受付は行いません。

確定申告の説明会を行いま

す。

申告説明会場で

は、申告書

の受付を行います。

市民税課市民税担当(問)

下京税務署

(問) 申告説明会を行いま

す。

申告説明会場で

は、申告書

の受付を行います。

市民税課市民税担当(問)

下京税務署